



福島労働局発表
平成30年5月16日

担 当	福島労働局労働基準部	
	健康安全課長	秋元 篤史
	産業安全専門官	松野 正佳
	電話024-536-4603(直通)	

— 第13次労働災害防止計画の策定について —

管内の労働災害の更なる減少に向けて、

福島労働局における5か年計画を策定しました。

福島労働局（局長 森戸和美）は、本年2月に厚生労働本省が策定した「第13次労働災害防止計画」（以下「全国計画」という。）を踏まえ、管内の労働災害の更なる減少に向けて、2018年度を初年度として5年間にわたり重点的に取り組むべき事項を定めた「福島労働局第13次労働災害防止計画」（以下「福島計画」という。）を策定しました。

福島計画では、全国計画の実効ある推進を図るため、管内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、計画期間中に、労働災害による死亡者数を15%以上減少させること、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少させること等を目標に、労働災害防止対策の推進に取り組みます。



福島労働局 第13次労働災害防止計画 (2018年4月1日～2023年3月31日)



©2015 ゼロサイくん

現状と計画のねらい

福島県内の労働災害発生状況(2017年)

・死亡者：20人 ・死傷者(休業4日以上)：1,839人

- 働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。
- 就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

計画の目標

基本目標：① 死亡者数を**15%以上減少**

② 死傷者数(休業4日以上)を**5%以上減少**

個別目標：③ 建設業の死亡者数を**15%以上減少**

製造業及び林業の死亡者数(5年間の総数)を**15%以上減少**

④ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑤ 東京電力福島第一原子力発電所並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生確保対策の徹底を図る

⑥ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める

⑦ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める

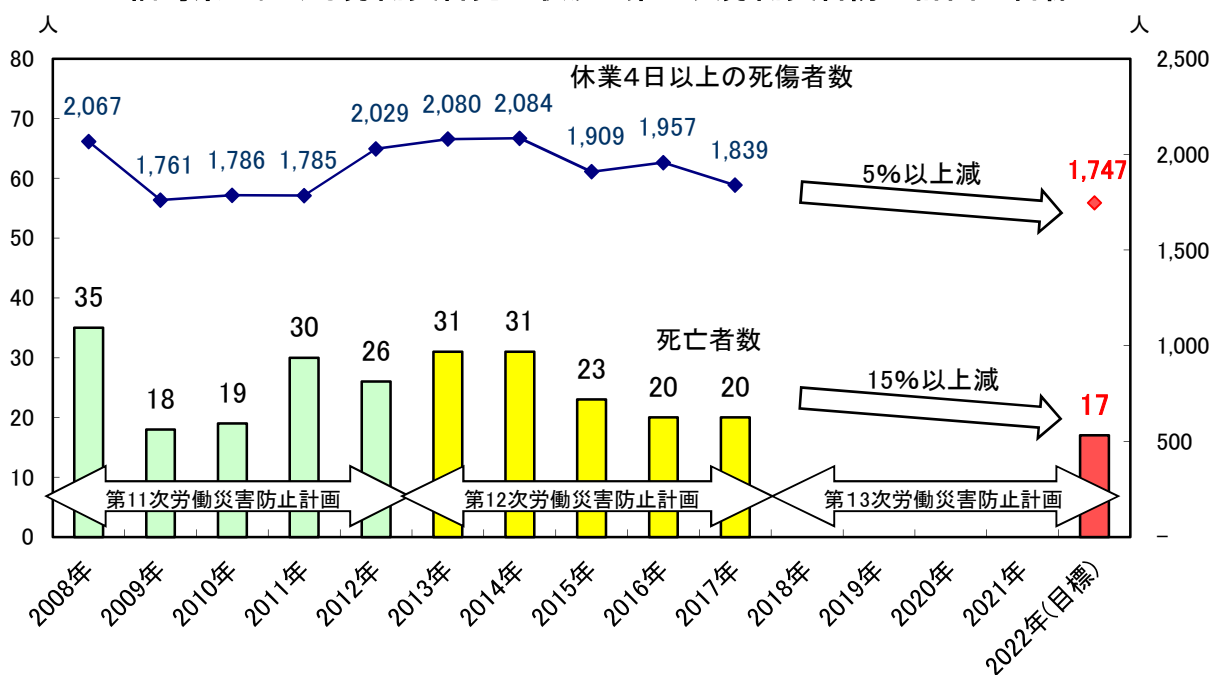
⑧ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める

⑨ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システムによる分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシートの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める

⑩ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で**5%以上減少**

⑪ 職場での熱中症による死亡者数(5年間の総数)を**5%以上減少**

福島県における労働災害発生状況と第13次労働災害防止計画の目標



計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

【参考】安全衛生関係の主な啓発週間・月間

- 4月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間
- 5月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間(～9月)
- 6月 全国安全週間準備期間、STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間
- 7月 全国安全週間(1日～7日)、STOP！熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間
- 9月 全国労働衛生週間準備期間、職場の健康診断実施強化月間
- 10月 全国労働衛生週間(1日～7日)
- 11月 過労死等防止啓発月間
- 12月 STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間(～2月)

重点事項の具体的取組

(1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

- 東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業において、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させるなど、作業員の被ばく低減対策等を実施させる。
また、新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組ませるなど、作業の安全衛生対策を実施させる。
さらに、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策を実施させる。
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務について、新規入場者教育、除染等作業等に係る特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施等の健康障害防止対策を実施させる。
また、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組ませる。

(2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業について、墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多く墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。また、解体工事現場における安全対策を指導する。
- 製造業について、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。
- 林業について、今後改正が見込まれている伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

(3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。
- 「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。
- 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。
- 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。
- ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- パワーハラスメントの防止について、リーフレット等を活用して周知する。
- 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

(4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)について、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- 陸上貨物運送事業について、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- 福島局版転倒災害防止対策「転ばないでね！」に基づき、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。
- 介護労働者の腰痛予防について、身体負担軽減を図る動作補助装置等の導入の推奨を行う。
- 日本工業規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基づき、必要な措置がとられるよう指導する。
- 交通労働災害防止対策を呼びかける。
- 派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施について指導する。
- 外国人労働者を対象とした安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。
- 障害者である労働者の労働災害防止について指導する。

(5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることが指導・啓発する。
- 化学物質リスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。
- 雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。
- 必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。
- 個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。
- 健康管理手帳制度の周知を行う。
- 事業場等の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。
- 第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん健康障害防止の自主的取組を推進する。

(7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨する。
- 労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。
- 労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。
- 登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

(8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 第三次産業の業界団体に対し、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等の設置を働きかける。

福島労働局 第13次労働災害防止計画

1 計画のねらい

働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。

また、就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。

そのためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んで行く中で、様々な雇用形態・働き方においても、安全や健康が確保されなければならない。

福島県内においては、東日本大震災からの復興創生期間の各種事業として、帰還困難区域における復興拠点の整備や、除染廃棄物の中間貯蔵施設への運送と処理が開始されている。

さらに、福島第一原発の廃炉作業については、1号機から3号機の燃料デブリの調査や取り出し工法の検討が行われており、使用済燃料プールからの燃料取り出し作業が予定され、今後、高線量下での作業も予測される。

このため、原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

このような状況を踏まえ、労働災害の更なる減少を図るためには、労働災害の多発分野における取組に加え、これらの作業に係る労働災害防止対策を行っていくことが必要である。

(1) 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(2) 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。

死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数（休業 4 日以上死傷者の数をいう。以下同じ。）の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 5 %以上減少させる。

重点とする業種の目標は以下のとおりとする。

- 死亡災害に係る業種別の目標は、次のとおりとする。
 - ◆ 建設業については、死亡者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。
 - ◆ 製造業及び林業については、過去 5 年間の死亡災害の発生状況を踏まえ、死亡者数を 2013 年から 2017 年までの 5 年間の総数と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間の総数で 15%以上減少させる。
- 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5 %以上減少させる。

上記以外の目標については、下記のとおりとする。

- 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務（以下「除染等業務等」という。）における安全衛生確保対策の徹底を図る。
- 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める。
- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める。
- ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める。
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める。
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに死傷年千人率で 5 %以上減少させる。
- 職場での熱中症による死亡者数を 2013 年から 2017 年までの 5 年間の総数と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間の総数で 5 %以上減少させる。

2 福島県内の労働安全衛生の動向

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業と特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく工事等

東日本大震災以降、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業、除染作業、復旧復興工事等の震災以前にはなかった多くの建設工事が行われている。

このうち、廃炉作業については、使用済み燃料の取り出しに向けた作業が開始され、今後、高線量下における作業が行われることから、安全確保対策及び放射線による健康障害防止対策、熱中症予防等の健康確保対策が引き続き重要課題である。

また、原発事故による帰還困難区域内で、特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、除染・解体・ライフラインの復旧等の工事が開始されたことから、これらに伴う作業の安全確保対策、熱中症予防等の健康確保対策に加え、被ばく管理が重要な課題である。

また、これらの地区を中心に家屋・建築物等の解体工事の増加が見込まれ、これらの建築物等に吹付け石綿、石綿含有建材が使用されている場合がある。一方、解体作業に従事する業者が建築物等の解体時の安全確保や石綿対策に係る知識を有せずに作業を行うことが懸念される。このため、安全確保対策、熱中症予防等の健康確保対策に加え、解体作業においては、解体工事の安全確保対策、石綿のばく露防止対策及び健康確保対策が必要である。

3 労働災害及び健康確保の現状

(1) 死亡災害の発生状況と対策の方向性

第12次労働災害防止計画（以下「前計画」という。）において、労働災害による死亡者数22人以下を目標として取り組んだ結果、2017年の死亡者数は20人と、計画の目標を達成した。

しかしながら、死亡災害は尊い命が失われる重大な災害であることから、業種ごとにその発生状況を踏まえ、対策の方向性を見出し、引き続き取り組んでいく必要がある。

死亡災害の多い主な業種の労働災害の発生状況等は以下のとおりである。

製造業

製造業の死亡者数は、2014年に6人と、前計画期間中に最も多かったが、それ以降は年間1～2人で推移し、前計画5年間の死亡者の総数は12人であった。

従来から製造業を重点業種と定め、特にはさまれ・巻き込まれ災害の防止について重点的に取り組んだものの、前計画5年間のはさまれ・巻き込まれ災害による死亡者の総数は4人と、死亡災害の3分の1を占める結果となったため、

引き続き同災害防止に取り組んでいく必要がある。

また、製造業における前計画5年間の死亡者の総数12人のうち5人(約42%)が食料品製造業で発生している。特に食料品加工機械による巻き込まれ災害で1人が死亡し、また、同機械による死傷者も毎年17人前後となっていることから、同種災害の防止に関して重点的に取り組む必要がある。

建設業

建設業の死亡者数は、東日本大震災以降激増し、2013年には2000年以降で最多の17人となったが、それ以降は増減しつつ、2017年には前計画5年間で最少の8人まで減少し、2012年と比較して約27%減となった。

しかしながら、最少となった2017年においても、建設業の死亡災害は全産業の40%を占めているため、引き続き重点業種として取り組む必要がある。

前計画5年間の事故の型別の死亡災害は墜落・転落が約23%で最も多く、次いで、交通事故が約22%、崩壊・倒壊が約17%を占めている。

墜落・転落災害については、前計画5年間の死傷災害においても建設業で最も多く、引き続きその防止対策に取り組んでいく必要がある。また、交通事故については、前計画5年間の死亡災害において、全産業38人中13人(約34%)が建設業で発生しており、取組の必要がある。

さらに、全国的に解体工事における死亡災害の占める割合が増加傾向にあることから、解体作業における災害防止に係る取組を行っていく必要がある。

林業

林業においては、2009年から2016年までの間、毎年死亡災害が発生しており、伐倒木に激突された災害、チェーンソーによる切傷、林業用機械による災害など重篤な災害が発生している。

また、死傷年千人率が他の業種と比べて非常に高く、死亡災害の約7割が伐倒などの危険度の高い作業が占めることから、死亡災害の芽を摘むべく、これらの作業に係る災害防止に取り組んでいく必要がある。

(2) 死傷災害の発生状況と対策の方向性

労働災害による死傷者数は、2012年の2,029人に対し、2017年に15%減である1,724人以下を目標として取り組んできたが、2013年は2,080人、2014年は2,084人と増加した。その後は減少傾向となり、2017年は1,839人となったが、2012年との比較で約10%減にとどまり、目標は達成できなかった。

主要業種における死傷災害の発生状況と対策の方向性を以下に示す。

製造業

製造業の死傷者数については、前計画において減少傾向で推移し、2017年は420人と、2012年の478人に対して約12%減少した。

しかしながら、2017年の災害発生状況を見ると、依然として、製造業は全産業で最も多く、約23%を占めている。事故の型別では、はさまれ・巻き込まれが約27%と最も多く、次いで、転倒が約20%、墜落・転落が約10%を占めている。

また、起因物別では、木材加工用機械、金属加工用機械、一般動力機械によるものが約25%、動力運搬機械によるものが約8%である。

このような状況を踏まえ、製造用機械の本質的な安全化、非定常作業における作業標準の作成・安全教育の徹底を指導していくことが必要である。

建設業

建設業の死傷者数については、東日本大震災以降に増加し、ここ数年は減少に転じたものの、震災前よりも3割程度多い状況にある。また、製造業に次ぐ多発業種であり、全産業の約20%を占めている。

事故の型別では、2017年は墜落・転落が約30%と最も多く、次いで、はさまれ・巻き込まれが約13%、切れ・こすれが約9%、交通事故（道路）が約9%を占めている。

墜落・転落の起因物は、はしご等（建設業における死傷災害で「墜落・転落」のうち約28%）、屋根・梁等（同約17%）、足場（同約10%）、作業床・歩み板（同約7%）が多くを占めている。

また、被災労働者を年代別にみると、2017年の建設業では、60歳以上が145人と、建設業の死傷災害の約39%と多くを占めており、これは全産業の死傷災害全体の約8%となる。145人について、事故の型別にみると、墜落・転落が53人（起因物の上位は、はしご等が17人、足場が9人、屋根・梁等が8人）、はさまれ・巻き込まれが17人、転倒が13人の順に多く、動作の反動・無理な動作は3人である。

60歳以上の被災労働者数は、2013年の建設業464人中118人から増加しており、建設現場における高年齢労働者の安全確保対策は大きな課題の一つである。

福島県内における建設工事への投資金額については、住宅需要などを背景として依然として高水準で推移しているほか、復興事業として各種研究施設の建設や道路整備も着工されていることから、当面の間、相当数の工事量が見込まれるところである。また、双葉地区を中心に復興再生拠点工事に伴う、除染作業や建築物解体工事が増加することが見込まれ、解体工事においては不慣れた業者や石綿の調査やばく露対策の実施が不十分な業者が作業を行うことも懸念

される。

このような状況を踏まえ、各種工事現場における、墜落・転落災害、重機災害、高年齢労働者対策に加え、解体工事における危険防止、石綿ばく露防止及び健康障害防止に取り組む必要がある。

陸上貨物運送事業

2012年に増加した道路貨物運送業の死傷者数については、前計画初年の2013年の225人をピークに減少傾向で推移し、2017年は183人と、2012年の222人に対し、約18%減となったが、全産業の死傷災害の約10%を占めている。

事故の型別では、死亡災害は交通事故によるものが最も多く（前計画5年間で約57%）、死傷災害は墜落・転落が最も多い（2017年は約36%）。

特に、荷役作業中の災害が多く発生していることなどから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（2013年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく安全対策や荷役作業中の5大災害（墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト事故、無人暴走、トラック後退時の事故）の防止に取り組む必要がある。

また、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するためには、当該業種の事業者・運転者に対する指導に加え、荷主側の理解・協力等を得ながら安全衛生活動を推進することが必要である。

小売業

東日本大震災前に180人～200人前後で推移していた小売業の死傷者数は、前計画において2014年の225人をピークに、180人～200人前後で推移し、2017年は203人となっており、同業種の死傷災害は全産業の約11%を占めている。

事故の型別では、2017年は転倒が約40%と最も多く、次いで、交通事故（道路）が約13%、動作の反動・無理な動作が約9%、墜落・転落災害が約8%を占めており、死傷者数を減少させるには、同業種に対する転倒災害防止を主体とした取組が必要である。

社会福祉施設

東日本大震災前から増加傾向にあった死傷者数は、前計画においては2014年の120人をピークに、110人前後で推移し、2017年は107人となった。

事故の型別では、2017年は転倒と動作の反動・無理な動作がそれぞれ約32%と最も多く、次いで、交通事故が約7%を占めている。

老人介護施設、訪問介護等を中心に事業場が多数設立されたことに伴い、労

働者数が著しく増加しているが、死傷者数の増加はそれを上回る状況にあり、安全管理体制や教育体制の整備が追い付かないことも一因となっている場合もあることから、同業種に対する取組が必要である。

飲食店

東日本大震災前には概ね 50 人前後であった死傷者数は、前計画中には 60 人前後で推移し、2017 年は 58 人となった。

事故の型別では、2017 年は転倒が約 40%と最も多く、次いで、切れ・こすれが 21%、動作の反動・無理な動作が約 14%を占めている。

飲食店については、小規模経営の事業場が多く、安全衛生管理体制や教育体制が整備されていない場合が多いことから、同業種に対する取組が必要である。

(3) 労働者の健康確保をめぐる動向と対策の方向性

現在の仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者は、依然として全労働者の半数を超えている。

また、過重労働等によって労働者の尊い命や健康が損なわれるなど、深刻な社会問題となっている。なお、過労死等(業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。以下同じ。)での労災認定件数は、ここ数年は平均 20 件台で推移している。

過労死等を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、2015 年 12 月には、メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的としたストレスチェック制度が創設され、労働者のメンタルヘルス対策は新たな一步を踏み出している。

また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が、産業医等による健康相談等を安心して受けられることが重要であるが、全労働者の約 3 割が職場において仕事上の不安、悩み又はストレスについて、相談できる相手がいないと感じている現状にある。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進するとともに、本省で実施される予定の過労死等の実態把握や調査研究による実態解明の結果を得て、知見に基づいた対策を推進していくことが必要である。

(4) 疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立を巡る状況と対策の方向性

福島県内の労働安全衛生法に基づく一般健康診断結果を見ると有所見率は50%を超えており、血糖検査、血中脂質検査や肝機能検査の有所見率は全国平均値を上回るなど、疾病発症のリスクを抱える労働者が増えている。

健康診断の結果に所見がある労働者については、医師からの意見を聴取し、就業上の措置の的確な実施等を通じて、脳・心臓疾患を未然に防止する必要がある。

また、これらの疾病の有病率は年齢が上がるほど高くなり、労働人口の高齢化が進行する中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と職業生活の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。

その一方で、職場での対応は個々の労働者の状況に応じて進めなければならず、支援の方法や医療機関等との連携について悩む事業場の担当者も少なくない。

こうした状況を踏まえると、まずは、健康診断の結果に基づく就業上の措置を的確に実施するとともに、労働者の治療と職業生活の両立支援に取り組む重要性の周知及び支援等を推進することが必要である。

(5) 化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

産業現場で使用される化学物質は約7万種類に及び、毎年1千物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベルの表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務付けられているものは663物質であるが、その他の多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

欧米諸国においては、GHSに定められた分類手法に基づき、化学物質の製造等を行う事業者が、譲渡・提供するすべての化学物質について分類を行い、危険有害性のある物質についてラベル表示やSDSの交付を行う仕組みが整備されている。

また、近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生しているが、職業性疾病を疑わせる段階において、国がこうした事案を把握できる仕組みがないことから、事業者による自主的な情報提供等を端緒として、実態把握や対策を講じざるを得ない状況にある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、2028年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされることを踏まえ、対策の強化に取り組むことが必要な状況にある。

4 計画の重点事項

先に述べた安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性を踏まえ、以下の8項目を重点

事項とする。

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

5 重点事項ごとの具体的取組

(1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

ア 東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業における安全衛生確保対策

(ア) 被ばく管理、放射線障害防止対策

作業員の被ばく低減対策として、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させる。また、被ばく線量管理について、東京電力、元請各社、各下請事業場に適切に行わせ、作業員に線量計や保護具の使用を確実に実施させ、管理させる。

(イ) 作業の安全衛生対策

作業について必要な安全対策を講じさせるとともに、現場の安全衛生活動に積極的に取り組ませる。新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組ませる。

厳しい作業条件下の作業等も実施されていることから、定期的な健康診断やその結果に応じた医師による面接指導などの適切な健康管理を実施させる。

また、熱中症予防対策については更なる作業改善措置を検討させ、実施させる。

建設業の死亡交通労働災害のうち5割強が現場と会社等の往路・復路等の移動中に発生していること、廃炉作業に従事する労働者の中には現場への移動が遠距離である者もいることから、交通ルールの遵守の徹底に加え、運転者の業務負担の配慮を行うよう、集団指導、個別指導など各種指導などにおいて、取組を指導する。

(ウ) 緊急作業に従事した者に対する健康管理対策

原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者

による健康管理対策を実施させる。

(I) 関係機関等との連携

原子力規制庁、福島県等関係機関と連携を図り、必要な情報の交換を行うとともに、当局にて実施する各施策の推進について協力を求める。

廃炉・汚染水対策現地調整会議、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会労働者安全衛生対策部会において関係省庁・関係市町村との情報共有を行う。

イ 除染等業務等における安全衛生確保対策

(7) 健康障害防止対策

除染等業務については、一度に多くの作業者が従事しての作業が行われ、除染電離則の履行確保が重要である。特に新規入場者教育、除染等作業特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施、放射線管理措置を確実に実施させる。

特定線量下業務については、新規入場者教育、放射線管理措置、特定線量下業務特別教育が必要であり、これらを確実に実施させる。

事故由来廃棄物処分業務については、電離則の適用を受ける受入分別施設、減容化施設での作業があることから、同規則の適用を受ける作業者に対しては、新規入場者教育、事故由来廃棄物等処分業務特別教育、電離則に基づく健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施、放射線管理措置、保護衣・履物・呼吸用保護具等の着用の徹底を図るとともに、作業条件が厳しい状況の作業であり熱中症予防対策を確実に実施させる。電離則の適用を受けない作業者については、除染等業務等と同様、除染電離則に基づく措置を確実に実施させる。

除染等業務等の発注機関、福島地方環境事務所作業適正化・安全対策等協議会と情報交換を図り、作業現場の状況の把握と現場指導を効果的に実施する。

(I) 労働災害防止対策

除染等業務等については、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組みさせる。

建設業の死亡交通労働災害のうち5割強が現場と会社等の往路・復路等の移動中に発生しており、現場との移動が遠距離の者もいることから、交通ルールの遵守の徹底に加え、運転者の業務負担の配慮を行うよう、集団指導、個別指導など各種指導において、指導する。

(2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

ア (1) 以外の建設業における災害防止

墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多くの墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。

死亡災害について、解体工事における災害の占める割合が年々増加していること、今後も家屋、鉄筋コンクリートの建築物、鉄骨の建築物等の解体工事が増加すると見込まれることから、解体工事現場における安全対策を指導する。

建設業において交通労働災害による死亡者数が最も多い(前計画5年間に13人・約22%)ことから、集団指導、個別指導等の機会に交通労働災害防止について指導する。

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(2017年6月9日閣議決定)に基づき、東北地方整備局、福島県との緊密な連携の下に、請負契約における適切な安全衛生経費の確保に係る関係者の理解の促進、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等を実施する。

イ 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。

災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。

ウ 林業における伐木等作業の安全対策

林業における労働災害をみると、伐木作業中に発生する死亡災害が全体の3割、死傷災害では7割を占めていること、伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正等が見込まれることから、集団指導を実施し、改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

森林管理署、関係団体等と合同でパトロールを行い、伐木等作業現場での労働災害の防止対策について指導の充実を図る。

(3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

過重労働・メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められていることから、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。

過重労働・メンタルヘルス対策、労働者の心身の健康管理対策

本省が実施した労働安全衛生調査によると、全労働者の半数を超える労働者が現在の仕事や職業生活に関し、強い不安、悩み又はストレスを感じると回答していることから、職場や事業場外資源を含めた相談先の確保、事業場ごとにメンタルヘルス対策へのそれぞれの取組が急務である。

そこで、労働者数 50 人以上の事業場を対象として、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を向上させることを目的とした自主点検を行う。

労働者数 10 人以上 50 人未満の事業場に対しては、周知・啓発指導を行う。

「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。

(イ) 産業医活動の強化

過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。

(ウ) 過重労働による健康障害防止対策の推進

時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。

イ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防

ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。

具体的には、労働者数 50 人以上の事業場を対象として、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を向上させることを目的とした自主点検を行う。(再掲)

労働者数 10 人以上 50 人未満の事業場に対しては、周知・啓発指導を行う。(再掲)

産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるスト

レスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。

事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、小規模事業場を中心として福島産業保健総合支援センターの相談窓口を案内する。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

労働者が健康で意欲を持って働けるようにするためには、労働時間の管理やメンタルヘルス対策だけでなく、職場のパワーハラスメントを防止する必要がある。

具体的には、個別指導、集団指導等のあらゆる機会を通じ、リーフレット等を活用して周知する。

ウ 雇用形態の違いにかかわらず安全衛生の推進

雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

エ 副業・兼業、テレワークへの対応

副業・兼業を行う労働者の健康確保のため、事業者が法令に基づく健康診断等の措置が必要な場合は適切に実施するよう周知していく。

テレワークについては、労働者の健康確保措置のために必要な労働時間の管理を適切に行うとともに、事業者が法令に基づく安全衛生教育、健康診断等を適切に実施するよう周知していく。

(4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

ア 災害が増加している業種等及び災害の減少がみられない業種等への対応

(ア) 第三次産業対策（小売業、社会福祉施設、飲食店）

小売業

危険な機械や有害物の取扱い等が少ないために安全衛生に係る意識が低いこと、このため安全衛生管理体制の確立や安全衛生教育が低調であることに加え、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数 3 年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る必要があることから、次の取組を行うこととする。

また、関係団体が新たに実施する予定の「第三次産業ゼロ災記録証授与制度」について、その実施等について協力する。

A) 管内に多店舗展開企業等の本社・本部（以下「本社等」という。）がある企業については、本社等を対象とし、経営トップに対する意識啓発、安全管理体制の確立、安全衛生委員会の活性化、「危険の見える化」、リスクアセ

メントによる設備改善、雇入れ時の安全衛生教育の実施、K Y活動等による危険感受性の向上のための働きかけを行い、また、店舗等への展開についても取り組むよう指導する。

- B) 小売業や飲食店が混在する大型商業施設は、多くのテナントで構成されており、施設の管理組織を通じて効果的・効率的な取組が期待できることから、大型商業施設の運営企業及び構成するテナント会社に対し、集団指導等を行い、働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の取組、商業施設全体の安全衛生意識の高揚、安全衛生水準向上に係る取組について指導する。

実施手法は、定期的に災害事例や対策に係る資料の提供、テナント会議等における資料配布や説明、テナント参加によるバックヤードの安全パトロール等、それぞれの大型商業施設の実情を踏まえて実施する。

- C) 小売業で多店舗展開していない事業場については、その情報の把握及び必要に応じた集団指導等の実施を行うとともに、商工会議所、商工会等に災害情報、災害防止対策事例等を定期的に提供し、ホームページへの掲載、会報への掲載等を通じて災害防止、雇入れ時の教育の実施の徹底等を呼び掛ける等により、安全意識の向上を図る。

社会福祉施設

安全衛生管理体制が必ずしも確立されていない事業場、安全衛生活動が行われていない事業場も多く、また、介護従事者に腰痛が多発していること、さらに今後、高年齢層の就労機会が増えることが見込まれ、腰痛の予防が大きな課題であることから、次の取組を行う。

また、関係団体が新たに実施する予定の「第三次産業ゼロ災記録証授与制度」について、その実施等について協力する。

- A) 管内に多店舗展開企業等の本社等がある企業については、A)と同じく、本社等に対し指導を行い、施設への展開を図らせる。
- B) 企業、施設への指導、情報提供に際しては、腰痛予防のため、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、身体的負担軽減を図る動作補助装置、機器、機械等の導入の推奨を行う。
- C) 福島県保健福祉部や保健所（郡山市、いわき市）等の関係行政機関と連携し、定期的に災害事例や対策に係る資料の提供、これらの機関が主催する集団指導や説明会等における資料配布や災害防止に係る説明を行う。
- D) 福島県社会福祉協議会、福島県認知症グループホーム協議会等の社会福祉施設関係団体においては経営者、介護職員を対象とした研修会、介護福祉士会等の職能団体においては社会福祉士を対象とした研修会が実施されること

から、資料の提供や災害防止に係る説明を行う。

飲食店

非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る必要があることから、次の取組を行う。

また、関係団体が新たに実施する予定の「第三次産業ゼロ災記録証授与制度」について、その実施等について協力する。

- A) 管内に多店舗展開企業等の本社等がある企業については、-A)と同じく、本社等に対し指導を行い、店舗への展開を図らせる。
- B) 小売業や飲食店が混在する大型商業施設について、-B)と同じく、運営企業及び構成するテナント会社に対し、集団指導等を行い、働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の取組、商業施設全体の安全衛生意識の高揚、安全水準向上に係る取組について指導する。

(イ) 陸上貨物運送事業対策

陸上貨物運送事業における労働災害の約7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送業労働災害防止協会福島県支部と連携し、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。

福島運輸支局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等の取組について支援を要請する。

交通労働災害は発生すると重篤な災害となることが多いことから、その防止のため、交通労働災害防止ガイドラインによる取組を実施させる。

(ウ) 転倒災害の防止

死傷災害の2割強を占める転倒災害については、集団指導、個別指導、各種会合等、あらゆる機会に4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施を主とする防止対策を呼び掛けるとともに、当局版転倒災害防止対策「転ばないでね！」に基づき、重点期間である毎年6月及び12～2月に災害防止団体及び各種事業団体を通じて、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。

12～2月については、全ての年齢層において他の時期よりも転倒災害が多く発生しており、特に50歳以上が著しい状況にある（50歳未満では約90%増、50歳以上では約140%増）。高年齢労働者の場合、一般にバランス感覚が低下し、転倒災害に遭いやすくなっていることから、冬季に向けては、凍

結防止ためのヒートマットの設置、冬の靴の選び方・歩き方、作業開始前の十分なウォーミングアップの必要性を特に注意喚起する。

(I) 腰痛の予防

介護労働者に係る腰痛の予防については、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、身体的負担軽減を図る動作補助装置、機器、機械等の導入の推奨を行う。（再掲）

荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図るために、実施した事例を収集し、局ホームページ等で紹介する。

(オ) 熱中症の予防

日本工業規格（JIS）に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保や水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう指導する。

熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介を行う。

必要に応じ環境省熱中症予防情報サイトの活用を推進する。

「熱中症を防ごう」としての啓発指導を毎年4月から実施する。

(カ) 交通労働災害対策

バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習（2年ごと）に際し、福島運輸支局や（独）自動車事故対策機構福島支所（通称：NASVA）と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。

交通労働災害については、死亡災害の7割強が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場を対象とした集団指導等のほか、他のあらゆる業種を対象とした集団指導等においても、交通労働災害防止対策を呼び掛ける。

(キ) 職場における「危険の見える化」の推進

派遣労働者、若年労働者や未熟練労働者が現に就労する事業場において、労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。また、日本語の理解度に差のある外国人労働者においても同様に推進する。

イ 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止

(ア) 高年齢労働者対策

高齢化が進む中、労働力不足と高齢者雇用確保措置等による雇用の場が広がり、労働者の年齢階層が上がっており、転倒災害や腰痛の発症が増加するおそれがあることから、転倒災害防止対策や腰痛予防対策の取組について周知・指導を実施する。

(イ) 非正規雇用労働者対策

派遣労働者については、年間 40～50 人程度の死傷災害が発生しており、そのうち約 67%が製造業への派遣であり、製造機械への、はさまれ・巻き込まれによるものが派遣労働者の労働災害の約 13%を占めている。この中には作業標準等の就業時教育が不十分であったことが原因と思われる事案もあることから、(2)ア(イ)製造業における施設、設備、機械などに起因する災害等の防止の実施の際、派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施についても併せて指導する。

派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施状況等を踏まえ、本省において必要な取組を検討することとしているので、本省の指示に基づいて、職業安定部需給調整事業室と連携し、会議、集団指導の機会に派遣元に指導を行う。

特に小売業や飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、多店舗展開企業等の本社等を指導し、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。また、小売業で多店舗展開していない事業場については、その情報の把握や必要に応じた集団指導等の実施を行うとともに、商工会議所、商工会等に災害情報、災害防止対策事例等を提供し、ホームページへの掲載、会報への掲載等を通じて災害防止、雇入れ時の安全衛生教育の徹底等を呼び掛ける等により、安全意識の向上を図る。

(ウ) 外国人労働者、技能実習生対策

「外国人雇用状況の届出制度」に基づく届出によると、県内における外国人労働者の雇用状況は、2017年10月現在で1,401事業場(前年比12.0%増)、6,914人(前年比18.5%増)で、このうち技能実習生が2,653人(前年比19.0%増)である。

一方、外国人労働者の労働災害については、2017年(12月末時点)は死傷者数が5人で死傷年千人率が0.72、技能実習生については、死傷者数が3人で死傷年

千人率が 1.13 であり、福島県における全産業の死傷年千人率 2.17 と比較すると低い状況にある。

業種別にみると、製造業は 2 人、建設業は 2 人、小売業は 1 人で、このうち技能実習生 3 人については、製造業が 1 人、建設業が 2 人であった。

現時点において、労働災害の発生率は低いことから、個別に労働災害を発生させた事業場については、その災害発生状況を踏まえて個別指導等により、確実に指導する。その際、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。

今後、技能実習生が増加した場合には、受け入れ事業場に対する集団指導を行い、受け入れ業種の集団指導等の際に上記内容を指導する。また、技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(I) 障害者である労働者対策

障害者である労働者の労働災害防止や安全への不安を払拭するため、本省において、労働災害事例や安全上の配慮事項等の実態把握を行い、必要な対策を検討することとしているので、本省の指示に基づいて、指導を実施する。

ウ 個人請負等の労働者の範疇に入らない者への対応

建設業における一人親方については、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、本省において、その業務の特性や作業の実態を踏まえた安全教育の実施等について必要な対応を検討することとしているので、本省の指示に基づいて、東北地方整備局、福島県と緊密な連携の下に、会議、集団指導の機会に発注者、元請等に指導を行う。

(5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成 8 年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第 1 号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成 28 年 2 月 23 日基発第 0223 第 5 号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。

福島県地域両立支援推進チームの連絡会議(以下「福島チーム」という。)を定期的に開催する。

福島チームの構成団体等については、すでに同様の対策に取り組んでいる団体等の加盟を促すなど、体制の強化を図る。

両立支援ガイドラインに基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するため、福島チームにおいて企業向け、医療機関向けマニュアルを作成し、産業保健総合支援センターにおける研修の実施等により普及を図る。

福島チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携について周知する。

イ 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり

治療と職業生活の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組み作りを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

(7) 化学物質による健康障害防止対策

特定化学物質障害予防規則等の特別規則による健康障害防止措置の実施やラベル表示及びSDS交付の対象としている物質は663物質であるが、その他の多くの化学物質については、健康障害防止措置が義務付けられていない。こうした中で、663物質以外の化学物質がその危険性や有害性が情報伝達されないままに、規制対象物質の代替品として用いられる動きが認められる。

本省において、ラベル表示及びSDS交付の在り方について検討することとしているので、本省の指示に基づいて、指導を実施する。

化学物質の危険性又は有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことから、これらの危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。

(イ) リスクアセスメントの結果を踏まえた作業等の改善

化学物質のリスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。

作業環境測定の実施方法に個人サンプラーによる測定方法が追加された場合には、作業態様に応じた測定・評価方法を選択できるように指導する。

作業環境測定の結果等と特殊健康診断の結果を結びつけるなど、総合的な健康確保対策を指導する。

(ウ) 化学物質の有害性情報の的確な把握

化学物質が健康に及ぼす影響について、収集した有害性等の情報を広く事業者等に提供する。

(I) 遅発性の健康障害の把握

近年発生した胆管がん事案、膀胱がん事案等、遅発性の健康障害の事案を的確に把握するためには、指導時における情報収集に加え、労災請求事案等からの情報の入手が有効な手段のひとつであるため、関係部署との連携を図る。

(オ) 化学物質を取り扱う労働者への安全衛生教育の充実

事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示や SDS による情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。

イ 石綿による健康障害防止対策

(ア) 解体等作業における石綿ばく露防止

石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿使用の有無の調査が十分に行われないうまま解体工事が施工される事例等も報告されている。このため、本省において、解体工事等の届出対象の拡大等について検討することとしているので、本省の指示に基づいて、事業者による石綿の把握漏れ防止を徹底するよう指導する。

建築物の解体工事等において、適切に石綿ばく露防止措置が講じられるためには、解体工事等の発注者が石綿の有無等に応じて必要な安全衛生経費を負担することが重要である。発注者が低額で短期間の工事を求め、施工者も低額で短期間の工事を提示することで契約を得ようとすることにより、必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。

また、発注者との連絡会議及びパトロール等を通じ福島県、各自治体等との連携を図る。

震災からの復旧・復興工事において石綿を含むがれきの除去や解体工事の発生が想定される。このため、あらかじめマスクや手袋といった保護具の着用の

重要性を認識させその着用について指導する。

(イ) 労働者による石綿等の化学物質の取扱履歴等の記録の保存

石綿をはじめ化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。

(ウ) 健康管理手帳の周知

石綿関連疾患については、毎年多くの方が労災認定されている。

これまで石綿にばく露したおそれのある労働者の健康が懸念されることから、健康管理手帳制度の周知を行う。

ウ 受動喫煙防止対策

受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。

喫煙室の清掃等、受動喫煙を受ける蓋然性の高い職務上の作業について、換気や空気清浄機の設置等による有害物質濃度の低減化を進めるなど、受動喫煙防止対策を推進する。

必要に応じて受動喫煙防止対策助成金制度について周知を行い、利用を案内する。

エ 粉じん障害防止対策

粉じんにさらされる労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策(以下「第9次粉じん対策」という。)に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。

なお、第9次粉じん対策においては、以下の事項について重点的に推進する。

屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破砕作業に係る対策

鋳物作業に係る対策

アーク溶接作業及び岩石等の裁断等の作業に係る対策

金属等の研磨作業に係る対策

粉状鉱石・アルミ・炭素原料等の混合、袋詰め作業に係る対策

ずい道等建設工事における対策

呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進

じん肺健康診断の着実な実施

健康管理手帳交付予定者に対する事業者による交付申請の方法等の周

知等の離職後の健康管理の推進

(7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み

労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップによる取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

なお、安全衛生の取組が積極的な事業場に対しては、労働安全衛生マネジメントシステムの国際規格（ISO45001）の発効を踏まえ、本省において、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）の改正について検討することとしているので、本省の指示に基づいて、その周知を図る。

イ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

労働災害が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、本社・本部による労働災害防止対策への参画が求められることから、本部等から店舗等に対し指導を行うよう、指導する。また、本省において、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の在り方について検討することとしているので、本省の指示に基づいて、指導を実施する。

ウ 企業における健康確保措置の推進

過重労働・メンタルヘルス対策、治療と職業生活の両立支援等、労働者の心身の健康管理に対する対策がこれまでになく強く求められていることから、労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。（再掲）

エ 業界団体内の体制整備の促進

業界団体による自主的な労働災害の防止に向けた取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や労働安全衛生に関する取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。

労働災害が増加傾向にある業種等については、業種に対応する労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。

オ 元方事業者等による健康確保対策の推進

本省において、建設業等における元方事業者等による関係請負業者に対する健康確保対策の推進のための効果的な取組について検討することとしているので、本省の指示に基づいて、指導を実施する。

福島運輸支局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
(再掲)

カ 業種等所管官庁との連携の強化

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(2017年6月9日閣議決定)に基づき、東北地方整備局、福島県との緊密な連携の下に、請負契約における適切な安全衛生経費の確保に係る関係者の理解の促進、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等を実施する。(再掲)

主要な製造業の業界団体による製造業安全対策官民協議会における安全対策の検討結果の周知を図り、製造業の事業場の自主的な安全衛生活動の促進を図る。

森林管理署、関係団体等との合同でパトロールを行い、伐木等作業現場での労働災害防止対策について指導の充実を図る。(再掲)

福島運輸支局と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。
(再掲)

バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場に対する道路運送法、貨物自動車運送事業法により選任される運行管理者の講習(2年ごと)に際し、福島運輸支局や(独)自動車事故対策機構福島支所(通称:NASVA)と連携して、交通労働災害防止のための教育を推進する。(再掲)

交通労働災害については、死亡災害の7割強が、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場を対象とした集団指導等のほか、他のあらゆる業種を対象とした集団指導等においても、交通労働災害防止対策を呼び掛ける。(再掲)

キ 中小規模事業場への支援

中央労働災害防止協会の「中小規模事業場安全衛生サポート事業」などの労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。

ク 民間検査機関等に対する監査

他局で多人数にわたる不適切な技能講習が行われたことなどから、引き続き登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

(8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。(再掲)

第三次産業の業種の業界団体の一部において、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等を設置している場合がある。このため、このような取組を行っていない業界団体に対し、安全衛生委員会等の設置を働きかけるとともに、当該委員会等の活動や必要な人材の育成等について、中央労働災害防止協会と連携して取り組む。

第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家を活用できるよう支援する。

介護労働者に係る腰痛の予防については、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、身体的負担軽減を図る動作補助装置、機器、機械等の導入の推奨を行う。(再掲)

小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。(再掲)

陸上貨物運送事業における労働災害の7割が荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送業労働災害防止協会福島県支部と連携し、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。(再掲)

治療と職業生活の両立支援は、疾病を抱えた労働者本人からの支援の申出を受けた事業者による支援に加え、治療やその間の各種支援を担う医療機関等とも連携をした総合的な支援の仕組み作りを進める。そのため、労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。(再掲)

事業者による化学物質管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要である。このため、雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。(再掲)

石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿使用の有無の調査が十分に行われぬまま解体工事が施工される事例等も報告され

ている。このため、本省において、解体工事等の届出対象の拡大等について検討することとしているので、本省の指示に基づいて、事業者による石綿の把握漏れ防止を徹底するよう指導する。（再掲）